○農林水産省告示第三百二十二号

平成二十八年三月二十一日農林水産省告示第五百五号（なみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の合計の上限として農林水産大臣が定める量を次のように定める。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限は、三千三百六十トンとする。

○農林水産省告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ケ原四六二九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県宮古市磯鶏石崎六五の二〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県石垣市字真栄里西原一〇九の一一（国有林）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　(三)　(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　(三)　(二)　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)　(二)　解除の理由　農道用地とするため

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　(三)　(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　(三)　(二)　解除に係る保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)　(二)　解除の理由　農道用地とするため

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第二項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

3．①注本文を次のように改める。

注　太陽光電力買取に要した費用の適切な転嫁のあり方

(イ)及び(ロ)の要領にしたがって行われた太陽光電力買取については、太陽光電力買取に要した費用が、一般電気事業者等の全需要家並びに特定電気事業者及び電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物を設置する者の託送供給利用分に対して、電気の供給の対価を構成する要素として適正に転嫁されることが前提となる。その基本的な考え方は次のとおりである。

⑴　太陽光電力買取に要した費用の総額（以下「買取総額」という。）から、太陽光電力買取による一般電気事業者の回避可能費用（太陽光電力買取により一般電気事業者がその需要に応じた電気の供給のために必要な発電量が減少したことによって一般電気事業者が支出することを免れる費用をいう。以下同じ。）を差し引いた額を転嫁すること。

⑵　電気の需要家及び一般電気事業者の間における負担の過不足を生じさせないため、買取総額は、実績値に基づくこと。

⑶　電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。

⑷　転嫁の単価に係る季節による変動の平準化等のため、買取総額の集計期間及び転嫁の単価の設定期間は１年とすること（ただし、平成26年度については、この限りでない。）。

こうした考え方に基づき、平成26年度における一般電気事業者ごとの転嫁の単価は、当該年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、次に定めるところにより算出した額とすることを基本とする。

⑴　平成26年４月分（※１）

（平成24年１月から同年６月までにおける買取総額－平成24年１月から同年６月までにおける回避可能費用－（平成25年４月における転嫁の単価×平成25年４月における想定総需要電力量）（消費税等相当額を除く。））×（平成25年５月から平成26年３月までにおける想定総需要電力量／平成25年５月から平成26年３月までにおける想定総需要電力量）に消費税等相当額を加えた額

⑵　平成26年５月分から同年９月分まで（※２）

（平成24年７月における買取総額－平成24年７月における回避可能費用－（平成26年４月における転嫁の単価×平成26年４月における想定総需要電力量）（消費税等相当額を除く。））×（平成26年５月から同年９月までにおける転嫁の単価×平成26年４月における想定総需要電力量）（消費税等相当額を除く。）に消費税等相当額を加えた額

（※１）　平成26年３月に検針その他これに類する行為（以下「検針等」という。）が行われた日（毎月１日に検針等を行う契約を締結している場合においては、当該検針等が行われた日は原則としてその前月に属するものとする。以下同じ。）から次の検針等が行われた日（電気の需給契約の廃止に伴い１月に２回検針等が行われた場合においては、当該次の検針等が行われた日は原則としてその翌月に属するものとする。以下同じ。）の前日までの間の各電気の需要家の使用電力量に適用するものとする。

（※２）　平成26年４月に検針等が行われた日から同年８月に検針等が行われた日の次の検針等が行われた日の前日までの間の各電気の需要家の使用電力量に適用するものとする。

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。また、各電気の需要家に転嫁する額は、次の算式により算出した額とする。

当年度における転嫁の単価×当該需要家の使用電力量

附　則

この告示は、平成二十六年三月一日から適用する。